



包括的支援推進員の業務内容

推進員は、地域支援事業に掲げる次の事業（介護保険法第115条の4第2項第4号から第6号まで）を一体的に実施

(1) ネットワークの構築

- ア 関係者間の情報共有
- イ 地縁組織等の多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ウ 関係者のネットワーク化

(2) 地域の医療・介護・生活支援サービス等の把握と見える化

(3) 地域に不足する生活支援等サービスの創出

生活支援等サービスの担い手の養成，組織化，認知症の人を始め，高齢者等が担い手となって活躍できる場の確保等

(4) 個別及び地域ニーズの把握と課題の解決に向けた会議体の開催

関係者間で課題解決に向けた方向性の検討，目指す姿・方針の共有，意識の統一

(5) 個別及び地域ニーズと生活支援等サービスのマッチング

医療・介護関係者及び地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ

(6) その他，地域支援事業要綱の別記3包括的支援事業（社会保障充実分）に記載する在宅医療・介護連携推進事業，生活支援体制整備事業，認知症地域支援・ケア向上事業に記載する事項を，地域の実情に応じて市と協議の上実施すること。